

大阪国際空港周辺緑地緑化および公園維持管理委託業務特記仕様書

1. 総 括

- (1) 受託者は、大阪国際空港周辺緑地植栽地の維持管理について、業務の主旨を理解の上、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務が公共施設の運営であることを念頭におき、利用者に対する接遇等に配慮し、円滑な業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の執行に際し、腕章等により身分を明示しなければならない。

2. 業務場所

別紙 1 - 3 委託業務範囲図のとおりとする。

3. 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(※指定管理期間内は年度更新するものとする。)

4. 業務内容

施設の維持管理作業について

①清 掃

落ち葉・紙くず・空カン・空ビン等ゴミの除去を行うこと。特に落ち葉の多い時期には、適宜実施し、美観の確保に努めること。

②除 草

年間を通じて適宜実施し、美観の確保に努めること。

③剪 定

基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期に適切な方法で行なうこと。剪定は自然仕立てとする。

- ・花木類の剪定にあたっては、花芽の分化時期や着生位置に注意して実施すること。
- ・生け垣は、樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし等を適切に行なうこと。
- ・株物は、密生箇所を刈り透かし、原形を考慮して適切な刈り込みとする。
- ・緩衝緑地の低木については、斜面形状に合わせて樹高を低く押さえ、枝葉が地表を広く被うように剪定に配慮すること。

④病虫害防除

春・秋の病虫害の発生時期には十分注意し、早期発見に努め極力薬剤を使用しない方法(剪定防除、捕殺等)により防除を行なうこと。薬剤散布にあたっては、指定管理者に連絡し、その指示により行なうこと。散布に際しては近隣住民や公園利用者に事前周知を行なうとともに、健康被害の防止に十分配慮すること。

⑤芝生管理

芝生区域については、適切に刈り込みを行い、美観の確保に努めること。作業時に、芝生内に埋め込まれたスプリンクラー等の器具を損傷しないように注意すること。

⑥灌 水

春から秋にかけて気象状況に応じ随意実施し、樹木等の立ち枯れ防止に努めること。

5. その他

(1) 報告書の提出について

受託者は、原則として、作業報告書を毎月末に指定管理者に提出すること。

(2) 業務の執行に関して

業務の執行に関しては、指定管理者と緊密な連携を図るものとする。

(3) 不具合・事故の報告

施設の不具合を発見した場合は、指定管理者に速やかに連絡すること。また、事故が発生したときは、即時に的確な措置を講じるとともに、速やかに指定管理者に連絡すること。

(4) 本仕様書に掲げない事項で、業務遂行上必要な事項が生じた場合は、指定管理者と受託者が協議の上解決するものとする。